

令和5年

総務委員会会議録

とき 令和5年11月27日

品川区議会

令和5年 品川区議会総務委員会

日 時 令和5年11月27日（月） 午前10時00分～午前11時13分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 せりざわ裕次郎 君 副委員長 塚本 よしひろ 君
委員 澤田 えみこ 君 委員 大倉 たかひろ 君
委員 須貝 行宏 君 委員 松本 ときひろ 君
委員 石田 秀男 君

欠席委員 委員 中塚 亮 君

出席説明員 桑 村 副 区 長 久 保 田 企 画 部 長
佐 藤 （ 憲 ） 企 画 課 長 吉 岡 政 策 推 進 担 当 課 長
遠 藤 財 政 課 長 小 林 施 設 整 備 課 長
辻 広 報 広 聴 課 長 堀 越 総 務 部 長
勝 亦 総 務 課 長 岡 秘 書 担 当 課 長
加 島 人 権 啓 発 課 長 崎 村 人 事 課 長
田 口 人 材 育 成 担 当 課 長 佐 藤 （ 聡 ） 経 理 課 長
提 坂 税 務 課 長 大 串 会 計 管 理 者
鈴木選挙管理委員会事務局長 高山監査委員事務局長
大澤区議会事務局長 森学校施設担当課長
柏 木 学 務 課 長

○午前10時00分開会

○せりざわ委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、報告事項およびその他と進めてまいります。なお、議案審査に際し、学校施設担当課長および学務課長にもご同席いただいておりますので、あらかじめご了承ください。

また、中塚委員より、本日の委員会に欠席の旨、連絡がありましたことをお知らせいたします。

本日は、審査の都合上、お手元に配付してあります審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。

それでは本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 議案審査

(2) 第85号議案 浜川小学校校舎・幼稚園園舎改築その他工事請負契約の変更について

○せりざわ委員長

初めに、予定表1の議案審査を行います。冒頭に申し上げましたとおり、取り上げる順番を変更して行います。

まず、(2)第85号議案、浜川小学校校舎・幼稚園園舎改築その他工事請負契約の変更についてを議題に供します。

本件について、理事者よりご説明願います。

○佐藤（聡） 経理課長

それでは、議案審査(2)第85号議案、浜川小学校校舎・幼稚園園舎改築その他工事請負契約の変更につきましてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして、予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約の契約金額の変更につき、提案するものでございます。

経理課資料の2ページおよび3ページをご覧ください。本件は、令和2年第2回定例会で議決をいただきました浜川小学校校舎・幼稚園園舎改築その他工事請負契約におきまして、賃金水準および物価水準の変動に伴い、契約金額の変更を提案するものでございます。

契約の相手方はナカノフドー・仲岡・ライフシステム建設共同企業体、代表者、株式会社ナカノフドー建設、代表取締役社長、飯塚隆氏でございます。

変更の概要でございますが、品川区工事請負契約条項第25条第6項の規定に基づく賃金水準および物価水準の変動によるインフレスライド条項の適用によりまして、契約金額6億1,49万1,000円を6億3,088万3,000円とし、2,939万2,000円を増額するものでございます。

なお、資料3ページ、「5.変更概要」ですが、変更金額に記載のとおり、当初5億8,130万円で契約したところ、第2回変更というところですが、5%以内の契約金額の変更であったため、令和4年第4回定例会で専決処分として報告させていただいております。今回の変更は、当初の契約金額に比べまして3億1,958万3,000円の増でありまして、約5.5%の増となるため、専決処分として報告できる議決を得た契約金額の5%以内の変更を超えるため、提案させていただくものです。

工期および工事内容に変更はございません。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関してご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

一般質問でもさせていただきましたが、公共建築物ならびに設備工事に関して、適宜インフレスライド条項を適用してやっています。今回のこの議案に対して反対はしませんが、ただ、他の産業も、やはり物価高、それから人件費高騰ということで、建設業者、設備業者と同じような状況になっていますので、今後、そういう産業、また、そういう事業者に対しても平等な対応を行政としてとるべきだと私は思います。意見だけ言わせていただきます。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○石田（秀）委員

これはこれでいいと思っていますけれども、お伺いしたいのは、多分これは大変ご苦労いただいて、皆さんも業者の方といろいろ交渉していただいて、なるべく当初の金額からあまり上がらないような形で交渉していただいているのだろうと思っています。上がるときは、いろいろ資料をとっても、相当上がる上がるばかり出てきているのだろうと思っています。

今の状況を私の関係でいうと、一番は、木材関係は結構下がってきた。合板系も大分高止まりしていたけれども徐々に下がりつつあるというのが現実で、住設関係とかそういうのは掛け率が上がったたり定価が上がったり、そういう意味では下がってきているとかというのはあまりないけれども、ほかの鉄骨だとかそういうのは私はあまりよく分かっていないけれども、木材はそんな状況で、合板はそんな状況となっている中で、ここら辺の情報を、私は業界にいますので、毎月1回は必ず現状がどうだというのは、木材・合板等は私のところに届くようになっているけれども、皆さんのところに必ず届くという、そういう情報をどうやってお集めになっているのかなど。もちろん東京都もいろいろあつたり、集めているのは私も知っているけれども、リアルタイムで集めるという作業を、1か所だけではなくて何か所からも集めたほうが私はいいような気がしてならないので、そこら辺はどうされているのかというところだけ聞きたいと思います。

○小林施設整備課長

使用資材の単価のご質問でございますので、私のほうから一括してご説明いたしますが、今、委員からご指摘がありましており、品川区の単価につきましては、基本的には東京都の単価を使わせていただいております。その情報につきましては、月に1回必ず、どの資材に対してどのような上昇があるのか、あるいは下がっているのかということについては、情報収集して、また、情報を提供していただいているところでございます。

当然ながらそれ以外に使う単価というのもございまして、市場単価であったり、あるいはメーカーの単価であったり、そういうところにつきましても、建設物価という形で、毎月あるいは期ごとに冊子が発行されてございますので、そういうところを複数とりながら、そのときそのとき適切な情報を収集してございます。

その辺につきましては、施設整備課と学校施設担当についても同様の流れで、今、進んでいるところでございます。

○石田（秀）委員

今おっしゃったように、東京都のは分かっているつもりでいるのですけれども、いろいろなところでいろいろな資料を集めていただいて、それに対応していただいて、業者の方も大変だと思う。ここで5%というと、多分利益がそっくり上がっている感じ。多分これぐらいの規模になると、5%取るのもやっただと思います。だけど、それはそれで非常にぎりぎりの話をしているのだから、そういうお互いぎりぎりの中でやっているの、ぜひそこら辺はよろしくお願いします。

○せりざわ委員長

ほかにご発言ございますか。

○須貝委員

すみません、あともう1点だけですが、一般の工事業者・建設業者は、民間では、最初に見積り、請負契約をしたら、そのまま値上げしてくれるということはほぼありません。では、あらかじめその分、値上げを織り込んでいるかという、そうではなくて、やはりそのときの資材コストに見合った見積りを出して、他社と競争しています。

ですから、清水建設が大きな売上減になったとか利益がすごく落ちた、様々な建設業界でそういうことが起きているということは、私はやはり自治体としてもそれは捉えてほしいと思います。それだけ民間は苦勞してやっています。

それがインフレスライドということで公共機関だけこういう制度をとっているというのは、私はいかがなものかなということで、指摘させていただきます。

○せりざわ委員長

ほかにご発言はございますか。

ほかにご発言がないようですので、質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○石田（秀）委員

賛成です。

○せりざわ委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第85号議案、浜川小学校校舎・幼稚園園舎改築その他工事請負契約の変更について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(3) 第92号議案 児童用机他の買入れについて

(4) 第93号議案 スチームコンベクションオープン他の買入れについて

○せりざわ委員長

次に、(3)第92号議案、児童用机他の買入れについておよび(4)第93号議案、スチームコンベクションオープン他の買入れについてを一括して議題に供します。

これらの議案につきましては、関連する内容のため一括して説明・質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、本件について、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤（聡） 経理課長

続きまして、議案審査(3)・(4)、第92号・第93号議案につきまして、一括でご説明いたします。

これら2議案につきましては、地方自治法および条例の規定に基づきまして、契約予定価格4,000万円以上の動産の買入れ契約につき提案するものでございます。

資料の4ページをご覧ください。契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は5ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

4ページにお戻りいただきまして、契約金額は9,966万円、契約の相手方は株式会社マルエー、代表取締役、松本光徳氏でございます。支出科目は、令和5年度一般会計、納期は、令和6年3月28日でございます。

おめくりいただきまして、6ページの概要書をご覧ください。本契約は、令和6年3月に浜川小学校の新校舎が竣工するため、当該施設において使用する机・椅子・キャビネット等を買入れるものでございます。

続きまして、議案審査(4)第93号議案、スチームコンベクションオープン他の買入れについてをご説明いたします。

資料7ページをご覧ください。契約方法は、制限付き一般競争入札で、入札経過は、次の8ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

7ページにお戻りいただきまして、契約金額は7,695万8,640円、契約の相手方は株式会社内海、代表取締役社長、矢野龍太郎氏でございます。支出科目は、令和5年度一般会計、納期は、令和6年3月28日でございます。

おめくりいただきまして、9ページの概要書をご覧ください。本契約は、令和6年3月に浜川小学校の新校舎が竣工するため、当該施設の給食室において使用する調理機器等を買入れるものでございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

スチームコンベクションオープン他の買入れ、民間では非常に高額なものだと聞いております。ただ、いろいろな利点があって、合理化も、人件費も削減できるということですが、かなり高額だと思うのですが、今の様々な小中学校においても、このような設備というのはどんどん導入されているのでしょうか。お聞かせください。

○柏木学務課長

給食設備の関係でございますが、今回契約しております機器につきましては、学校給食法に基づき定められている学校給食衛生管理基準にのっとりまして整備しているものでございますので、ほかの学校についても同様のものが整備されているものでございます。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第92号議案、児童用机他の買入れについてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○石田（秀）委員

賛成です。

○せりざわ委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第92号議案、児童用机他の買入れについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第93号議案、スチームコンベクションオープン他の買入れについてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○石田（秀）委員

賛成です。

○せりざわ委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第93号議案、スチームコンベクションオープン他の買入れについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

学校施設担当課長および学務課長はここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

(1) 第77号議案 品川区組織条例の一部を改正する条例

○せりざわ委員長

次に、(1)第77号議案 品川区組織条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤（憲）企画課長

それでは私から、第77号議案、品川区組織条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきますので、資料をご覧ください。

まず、「1. 条例改正の理由」です。コロナ禍で生じた新たな課題等に対応するとともに、区民の幸福（しあわせ）の実現に向けた新たな施策を積極的に展開していくため、組織を再編するものです。

次に、「2.改正の内容」についてですが、先に「4.組織図(案)」で全体をご説明いたします。課の構成案などもご説明しないと条例改正のイメージがつかみにくいと思いますので、現段階の案となりますが、組織案を先にご説明いたします。

それでは、「4.組織図(案)」をご覧ください。左側の項目から現行、改正後の組織、右側が条例改正の理由等です。

まず、現行の企画部と総務部ですが、区の施策を迅速かつ強力で推進するため、区政の推進・執行に関する組織の企画部と総務部を再編し、部の名称を、企画経営部、区長室にそれぞれ改正いたします。

組織の構成等ですが、企画経営部にSDGsとゼロカーボンの推進を図るため、SDGs推進担当課長を新設いたします。広報広聴課については区長室に移管いたします。一方、公共施設管理やふるさと納税の取組強化等のため、経理課と税務課を総務部から移管いたします。

次に、区長室の構成等です。区長部局におけるいじめ相談窓口や区職員の法令遵守の推進等を所管するコンプライアンス推進担当課長を新設。また、企画部から移管する広報広聴課は、戦略的な情報発信、都市ブランディング等を推進するため、戦略広報課に名称を変更いたします。

次に、2ページをご覧ください。地域振興部です。今回、条例改正はございませんが、現時点での構成案をご説明いたします。区内産業等の一層の活性化を図るため、商業・ものづくり課の名称を、地域産業振興課に変更いたします。また、さらなる支援充実に向け、創業・スタートアップ支援担当課長を新設いたします。

次に、文化スポーツ振興部です。区の観光施策をさらに推進するため、部の名称を文化観光スポーツ振興部に改正いたします。また、文化観光課の名称を文化観光戦略課に変更いたします。

次に、子ども未来部です。条例改正といたしましては、令和6年10月の児童相談所の開設に向け、児童相談所に関することを分掌事務に追加いたします。児童相談所関連の組織体制ですが、児童相談所担当部長を新設します。また、現行の児童相談所開設準備課に代わりまして、児童相談課と一時保護担当課長を設置し、令和6年10月に向け、開設準備をさらに進めてまいります。

その他の構成等ですが、子ども施策の横断的課題の調整等を担う子ども施策連携担当課長、国が要請する子ども家庭センターの開設準備を担う子ども家庭センター開設準備担当課長を新設いたします。また、保育園運営等を担う部署を再編し、保育入園調整課では新規園の開設や入園相談を所管、保育施設運営課は公立・私立園の施設運営や研修等を所管、保育事業担当課長は保育所の運営費事務等を所管いたします。

次に、健康推進部です。条例改正といたしましては、新型コロナウイルス感染症に係る対応を踏まえ、地域医療連携体制をさらに強化するため、地域医療連携に関することを分掌事務に追加いたします。組織といたしましては、健康推進部次長と地域医療連携課を新設いたします。また、生活衛生課から荏原保健センターまでの組織を健康推進部長の指揮命令系統に位置づけ、体制強化を図ります。

3ページの「5.参考(保健所処務規定)」をご覧ください。健康推進部門の体制強化と同様に、保健所部門の体制を強化するため、品川区保健所次長と地域医療連携課を保健所部門にも新設、また、健康課を保健所長の指揮命令系統に位置づけ、健康部門と保健所部門を一体的な組織とし、双方の体制強化を図ります。なお、保健整備担当部長と新型コロナウイルス予防接種担当課長は、現行体制で業務を吸収するため、廃止といたします。

次に、都市環境部です。3ページの上段をご覧ください。今回、条例改正はございませんが、現時点の構成案をご説明いたします。資源循環社会に向けた取組強化のため、資源循環推進担当課長を新設い

たします。この新設に伴いまして、品川区清掃事務所長の業務負担が一定減少しますので、これまでは部長級としておりましたが、課長級に変更いたします。

最後に、防災まちづくり部です。条例改正といたしましては、地域交通政策のさらなる強化のため、地域交通の項目を分掌事務に追加いたします。組織構成ですが、バスや自転車、舟運など、地域交通政策を所管する地域交通政策課を新設いたします。

今回ご提案している組織条例の改正内容と併せて、現時点の組織の構成案もご説明いたしました。

それでは、組織条例の改正内容について、新旧対照表でご説明いたしますので、恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。新旧対照表は、左が改正後、右が改正前となりまして、下線の箇所が改正対象となります。本日は左側の改正後を中心に説明いたします。

まず、第1条では、区長室の新設に伴い、「および室」を加えます。

次に、第2条では、企画部を「企画経営部」、総務部を「区長室」、文化スポーツ振興部を「文化観光スポーツ振興部」にそれぞれ名称を改称します。

次に、第3条の分掌事務の企画経営部ですが、2ページをご覧ください。経理課と税務課を移管することから、「(6) 財産および契約に関すること」と「(7) 区税に関すること」を加えます。その下、区長室については、広報広聴課の移管に伴い、「(4) 広報および広聴に関すること」を加えます。

次に、子ども未来部ですが、3ページをご覧ください。「(4) 児童相談所に関すること」、健康推進部には「(2) 地域医療連携に関すること」を加えます。

次に、防災まちづくり部ですが、4ページをご覧ください。「(4) 地域交通」を加えます。

最後になりますが、施行期日です。令和6年4月1日を基本としますが、子ども未来部の「(4) 児童相談所に関すること」は、開設に合わせまして令和6年10月1日の施行としております。

新たな課題に対応し、各種施策を積極的に展開していくため、組織を再編するものでございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○澤田委員

総務部が区長室となり、税務課が企画経営部に移管されましたけれども、区税に関することという中で、ふるさと納税に関することを行っていくと思うのですけれども、具体的にはどのようなことを職員の方はされるのでしょうか。

○佐藤（憲）企画課長

総務部の税務課が企画経営部に移管されて、ふるさと納税をどういうふうに進めていくのかというご質問だと思います。先日の決算特別委員会でも様々ご指摘を受けている面もありますので、既に検討や、来年度予算の検討もしているところですが、来年度、企画経営部というところで、企画経営部長の配下として、企画課と財政課がいる部の中に税務課も来ていただいて、より戦略的にふるさと納税または税収の管理等を進めていくために、今回、税務課を企画経営部に移管するものでございます。具体的には、今、予算内容の検討をしておりますので、別途、適切にご報告したいと思います。

○澤田委員

ありがとうございます。総務部から変わったことで、またどんどんいろいろなことが変わっていくと思うのですが、それはまた決まったら教えていただけるということですので、よろしく願いいたします。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

今回、組織が変わったということで、まず1点、今までやってきた組織の中で、様々な施策、サービスに対応してきたわけですけれども、細かく分けるということは、特段増えている課の仕事もあるかと思うのですが、ここまで分けて、区民もそうですけれども、どこに相談に行ったらいいのかなとか、問合せについて様々な問題も出てくると思います。それから職員の方も、仕事ですからそれぞれ割り振られたところはやるのでしょけれども、こういうふうに細かく分けてきた根本的な理由を教えてください。

そして、それぞれ改正してから課がかなり増えているのかなということは、それぞれそこに課長が今度配置されるわけですから、その課長もやはり相当増えて、何か所くらい増えたのか。もちろん減ったところもあるというお話でしたけれども、その辺についてお聞かせください。

○佐藤（憲）企画課長

2点ご質問いただきました。

まず、2点目のご質問の課が何か所増えたのかというところですが、課長級としては8ポスト増えています。

業務を細かく分けているのではないかとこのところでございますが、今回の組織改正は、行政課題に対応することと体制の強化、あと、区民の方に分かりやすくという面を3本柱として検討しているところでございます。条例改正の理由にもありますが、新たな課題ということで、少子化、経済支援、コロナ後の体制強化、DX推進等々、行政課題は様々増えて多様化しておりますので、そういった課題に適切に対応していくために、組織を再編して、来年度以降、適切に対応していきたいと考えております。

○須貝委員

組織を新設するに当たって、こういうふうにポストが増えるということは、戦略的・政策的に人件費も各部に配分されて、その人件費の割合がそれぞれ増えていく。そうすると、細分化されて区民サービスという意味では力を発揮されるのかもしれませんが、片や、そういう課長級が増えてくると人件費が逆に増えてくるという、片一方は区民サービスだけ、片一方は、品川区でも行財政改革をやっていますけれども、こういうふうに予算が増えていくという、そこら辺もいろいろ検討しながらやっているのですか。それとも、そういうのは関係なくて、こういうふうに細分化して部署を増やして、区民サービス、また、それぞれの政策を遂行するに当たって、それが優先で、課長はこれだけ増えるなら増えてしようがないのだよということなのでは。その辺、教えてください。

○佐藤（憲）企画課長

課長ポスト8増に対して人件費が増えるのではないかとこのところでございます。こちらに関しましては、品川区の職員の人件費は23区平均より下というところでご説明していると思います。そういった状況でもございますので、コロナ後の様々な課題、区民のニーズも多様化しておりますので、そこに対応するために、人件費率も見ながら、適切に人員増も図りつつ、行革も行いながらバランスよく進めていきたいと考えております。

○須貝委員

できるだけ区民に分かりやすい、迷わないような取組は、今までどおりしっかりやっていただきたいと思います。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○松本委員

今の須貝委員のところに追加で、数字が出てこなかったのであれなのですが、人件費はどれぐらい増えるのか、多分そろそろある程度出ているのかなと思うのですけれども、その数字をお示しいただければなと思います。

○佐藤（憲）企画課長

課長級ポスト増に伴う人件費ですが、詳細な資料を今持っていないのですが、1人1,000万円として、ポストが8増ですので、8,000万円。

〔「もともといた人との差額は」と呼ぶ者あり〕

○佐藤（憲）企画課長

そこまで詳細な数字が今手元にないです。申し訳ございません。

○松本委員

多分、須貝委員がおっしゃられたことを敷衍するのですが、多分職員の総数をいきなり増やすわけではないと思うので、その分、これまで課長でなかった人が課長になることによって、すごい極論で申し上げると、これまで例えば500万円だった人が1,000万円になるとすると、500万円分の増になるわけではないですか。だから、それがどのぐらいになるのかということがあると、純増の部分と増えたポストの役職が、それはやはり区民サービスの関係が必要ですよねというところを我々も比較できたのかなということで質問させていただきました。

今日はまだ数字をお持ちではないということなので、ここではこれ以上質問しませんけれども、ただ、増えるということなので、その分人件費が増える、それがどのぐらいなのかということが、我々も例えば区民から聞かれたときに、このぐらい増えるけれども、でも、例えば今回だったら、コンプライアンスの部分というのは、残念ながら品川区もハラスメントの関係とかがこれまでであった中で、それはしっかりと対応しないとイケないのですというところを説明できると、より丁寧かなと思って、質問いたしました。

それはそれとして、税務課が今回新たに企画経営部に移管されるかと思います。これは総務委員会でせりざわ委員長のご専門のところかと思えますけれども、やはりふるさと納税をどうするのかというのが一つ大事なところかと思っております。移管は移管として1つの効果かと思えますが、ただ、移管するだけで、果たしてこれまでなかなか戦略的な対応がとれていなかったふるさと納税が、この間も世田谷区のほうでまた別の動きとか新しい動きとかがいろいろ出てきている中で、品川区として、従前のふるさと納税に対して、23区上げてこの政策に乗っていかないのだというようなところから、今、転換が一部図られている区が増えている中で、この移管によってどういう効果があるのかということだと思って、本来であれば、今回、戦略広報課というところが新たに名前が変わるわけですが、広報とふるさと納税も連携したほうがいいと思われる中で、ふるさと納税は税務課が、どうしても税務課になる、ただ、視察に行った限りでは、税務課から移管して他のところが担当している自治体もある中で、ふるさと納税はやはり税務課なのだというふうに今回考えていらっしゃる、あるいは税務課からふるさと納税を別の部署に移管するという議論はなかったのかということころは、いかがでしょうか。

○佐藤（憲）企画課長

ご質問は、ふるさと納税に関して、税務課の移管をどのように検討したかということころかと思えます。

ご案内のとおりこれまで総務部に配置していたところで、税務課としては基本的にふるさと納税には反対しつつもというところのスタンスでやっていたところでございますが、企画経営部に移管して、先ほどお伝えしたとおり、全庁的な視点と、税務課、企画経営部だけではなく、いろいろな所管が、例えばガバメントクラウドファンディングの関連もありますので、調整機能をさらに強めたほうがいだろうという議論をしてきまして、来年度、さらにふるさと納税の対応を進めていこうという議論をしたところでございます。したがって、企画経営部に持ってくるということが議論の中心となって、今回、このようになったというところです。

○松本委員

そうすると、例えば地域産業と連携するという視点とかもふるさと納税の場合はあると思うのですが、そこは企画経営部という、どちらかというところ全体を見ることができるので、そちら側で各所管課と調整するような枠組みを考えていらっしゃるということでしょうか。

○佐藤（憲）企画課長

ふるさと納税に関するご質問ですが、地域産業、あと福祉施策ですか、子ども食堂のように区民の方がより参加しやすいものについても横串を刺して、企画経営部が中心になって進めていきたいと考えております。

○松本委員

ちょっと話が前後して、いろいろ長くなって申し訳ないですが、先ほどの人件費との関係で、そんなに私も何でもかんでもコストカットとは思わないのですが、先ほどの人件費、23区と比べて平均よりも下だということかと思えます。人件費の部分はそれでそうだと思うのですが、課の数というのは、23区、他の区と比べたらどうなのでしょう。今回、新設する課が8あるということで、課は増えると思いますが、それは他区と比べると、どういうふうにと考えたらいいでしょうか。

○佐藤（憲）企画課長

他自治体と比べた課の数というところでは、今ははっきりした数字でお示しできないのですが、23区の課長職の情報については、我々の方でも分析しておりますが、ざっくりな感覚で申し上げるのですが、品川区の課の数は比較的少ない自治体なのかなと思っております。

○せりざわ委員長

ほかに。

○大倉委員

課が8課増えて、部長級も、清掃事務所のところが部長級から課長級になったということで、今、部長をやられている方はどうなるのかなというのが一つと、あと、人材育成についてですけれども、8課増えるというところでいうと、課長級をやってもらう人の人材を確保するのはどうするのかというので、今、既に区のほうでも課題だということで、さらにまた増えていくといったときに、この人材確保というのを今後ずっと続けていくためには、結構課題があったりするのかなと思うので、その辺の課題感と、人材育成をどのようにしっかり進めていくのかということをお教えください。

あと、より細くなったというところでは、戦略という文字も結構出てきている中で、より専門的に計画を立てながら進めていかなければいけないといったときに、その専門性とかも、人材育成のところに関わると思うのですが、そういった育成をしていく専門的な部分をどのように考えていくのかというお考えを持たれていると思うので、ぜひ教えてください。

○佐藤（憲）企画課長

3点ご質問いただきました。

1点目の、今の清掃事務所の部長級ですけれども、組織改正において、課長級に変わったときについては、人事異動の中で対応していくというところですか。

2点目の管理職の数の確保でございますが、今年度から課長補佐級の管理職登用など、23区全体ですが、制度の改善も行っているところですので、そういった制度の改善も踏まえて、しっかり人材を確保して、新たな行政課題にしっかり対応していくというところで、今回、組織改正をご提案しているところでございます。

3点目の人材育成をどうするのかというところでございますが、これは従来から人事課のほうでもお話しされていますけれども、人材育成基本方針を今改定している中で、また、予算編成も今しておりますが、研修の在り方をどうしていけばより人が育っていくのかということを含めて、包括的に検討しているところですので、そういったものも積極的に進めながら、人材の育成を図っていきたくと考えております。

○大倉委員

人材育成が品川区の行政の基本になるのかなと思っておりますし、区民サービスを充実していくために、様々、課を増やししながら、専門的な部分、戦略を持ってやっていくというところは非常に賛成するところであるので、ぜひしっかり進めていっていただきたいなというところですか。

あと1点、総務部が区長室というふうに名称が変わって、今でも組織としてはトップは区長でとやっている中で、ここに区長室というものが入ってくることの意義とか、区長室の中に様々な部分が、特に広報なんかは、ブランディングにおいて区長が全面に出ながら様々発信していくとかというところでは、区長のところに大きく課が寄っているように見えるのですけれども、この辺についてはどういう意識とか戦略を持ってこのようにしているのかというのを教えてください。

○佐藤（憲）企画課長

区長室の関係でございますが、まず、区長室のベースになっている総務部門は、区長の下、現在も庁内の内部管理や統制を担う組織でございます。区長室は、その組織をベースに、これまで以上に区長が先頭に立って進める組織として想定しております。今回は情報発信やコンプライアンス対応の強化を図る組織を新たに配下といたしまして、区長の意向をより踏まえた区長視点で動く組織として想定しているところですか。

また、組織名称は、所掌業務を表すとともに、区の打ち出しとしても考えておりますので、そういった点も踏まえて、今回、区長室としたところでございます。

○大倉委員

内部管理、統制というところで、区長がトップに立って、より様々、スピーディーとか柔軟に判断しながら、所管に係る行政の課題とかをしっかりと進めていくというところでは、区長にも様々判断するところが増えるのかなと思っておりますが、分かりました。

柔軟に、どのぐらい、スクラップアンドビルドとかを進めていくというところでは、そういう意味では、区長も、提案を様々していきながら、区長の判断で動いていく可能性も大いにあるというところや、これは一定期間、事業として効果を得られたので、これはもう終わりにしましょうとかという判断も、区長がスピード感を持ってとか、何かの判断をしながら進めていくという認識でいいのかだけ教えてください。

○佐藤（憲）企画課長

区長室設置に伴うスクラップアンドビルドと、区長の判断で進めていくというところでございますが、事業のスクラップアンドビルドは今年度から事務事業評価を行っておりますので、企画部のほうで主体的に取りまとめをしながら進めていくという基本線は変わらないところではございますけれども、ご指摘のとおり、組織として区長室という名称で、積極的な情報発信でありましたり、コンプライアンスもやっていますし、それ以外、例えば公民連携などに関しましては既に様々ご指示も受けているところでございますので、区長の視点で、区長が積極的に進めていく施策については直接指示が、区長室も含め、企画経営部にも下りてきて、よりスピード感を持って区政を進めていくということだと認識しております。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

もう1点だけ、大倉委員が切り出してくれたのですが、人事課長にお聞きしたいのですけれども、我々が聞いているのは、課長の成り手がいないという話、よく庁内でそういう話が出ていたと聞かれますが、こうやって増やしていくのは大丈夫なのですか。今回課長を8部門増やしていく。成り手がいない中で、こうやって逆に増やしていく。そうすると、今後さらに次の担い手、次の課長、またその次の課長というのが、今度そろわなくなったら、また縮小するようなことになっていくのですか。その辺についてお聞かせください。

○崎村人事課長

管理職の担い手の確保といったところについては、来年度から役職定年制が導入されるということもありますので、管理職選考の受験勸奨ということについては、人事課としても非常に強く意識して実施しているところがございますし、先ほど企画課長からご答弁させていただきましたけれども、今年度から管理職選考の制度自体、少し見直しをしまして、課長補佐職については、これまで人事委員会が選考を実施して管理職に昇任させていたのですけれども、任命権者による指名制というものも導入されました。今年度については、課長補佐級の職員について4名、管理職選考で合格させていただいたところがございますので、そういったところもうまく活用させていただきながら、管理職については引き続き確保を図っていきたいと考えております。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○松本委員

すごく細かいところですが、資料を見ると、人権啓発課のフォントが小さくなっているのですが、これは何か意図があるのか。10ポイントぐらいなのが9ポイントぐらいになっているのは、何か意図があるのか、全くないのか。

○佐藤（憲）企画課長

人権啓発課のところでございますが、見づらいポイントで大変申し訳なかったのですが、現在、組織のほうは引き続き検討中と申しますか、今回は、条例改正のところでは分掌事務と部名についてですが、課に関しては今検討中ではございまして、人権啓発課の分掌事務は検討しているというところもありますので、すみません、そういった名残で、このような形で申し訳なかったのですが、また改めて議会のほうには、新しい組織規則の範囲内でご説明いたします。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○石田（秀）委員

細かいところはあまり聞かないようにしますが、まず1つ、区民の幸福（しあわせ）、すなわちウェルビーイングの実現ということだけでも、これはもちろん区民向けと、議会に対してという2つあると思っています。区民の方々には、これは職員の方々含めて、区長の発信力も含めて、期待してください。そういう意味でこの組織改正をしますよと。その目的は何ですかといったときに、区民の幸福（しあわせ）ですということなのだろうと思います。ウェルビーイングというのは、私も今回、どういう意味かと、「とは」というのをいろいろ見たけれども、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも全てが満たされた状態の幸せというのが結構多い。全てが満たされた状態とか、いろいろながあるのだけれども、そういうことなのです。

これをこの組織改正で実現していくためにやるといっているわけですね。だから、そこら辺でもう一つ、これ、議会改革みたいな話で悪いけれども、総務部という名前がなくなるのは、多分23区で初めてのことだと思うのですね。全国でもそんなにないと思っています、初めてみたいなことをやるときに、これ、初めては別に何でもいいのです、私は初めては結構好きなほうなので、やっていただくのは構わないけれども、ウェルビーイングという部分と、区民の方にもっと期待してください、この組織改正でというのを、もう少し説明してほしいな。

今のままだと、よく分からない。せっかくだいいことをやろうとしているのに、伝わってこない。何でというのがすごくあって、まずそこから聞きたいな。

○佐藤（憲）企画課長

今回の組織改正の理由にもございますウェルビーイングの実現に向けというところで、具体的にどうということをしていくのかということかと思えます。ウェルビーイングに関しましては、委員ご紹介のとおり、区民一人一人が幸福で、肉体的・精神的・社会的において満たされる状態というところで、区長の下でそういった話が様々出ているところです。

どうやって実現していくかというところでございますが、先般行ったアンケートやタウンミーティング、区民や事業者の声などから、幸福度の向上につながる施策とはどういったものかというのを来年度予算に向けて検討しているところです。

今回、組織のご提案ですけれども、ウェルビーイングをどういう系統にして、戦略的にどう進めていくということに関しまして、区として、企画経営部として、見せ方も含めて検討して、しっかりお伝えしていかなければならないと思っておりますので、適宜適切にまたお示ししながら、組織と施策を含めて、区政の運営の仕方について別途ご説明したいと思っております。

○石田（秀）委員

幾つか具体的に答弁いただきたいのは、区民向けに期待してくださいとここで強く言うのか、区長の言っているのも分かって、さっき言ったように分かっているのだけれども、期待してくださいというのを全面に押し出すということをやっていきますよということ。議会には、さっき言ったように全国でも多分初めてだと思っただけだけれども、部がなくなるということ、特に総務部、これがなくなる。言い方が変わるだけですよというわけにはいかないと思っています、そういうふうに初めてやるのであれば、もっと議会にも、議会人にもっと説明して、分かるように説明してもらおう丁寧さがある方がいいような気がしてならない。

議案が出てきて、我々議会の間もあまり細かいところは、私も思いはあるけれども、そこではない

とっていて、もう少し丁寧な動きがあったほうが、ちょっと言い方を悪くいうと、あまりにこれでは議会軽視過ぎるような気がしてならない。せっかくこうやっていいことをやるのに、もう少し丁寧にやってもらわないと、あまりに軽視し過ぎではないかなとっていて、そこら辺も答えてほしいな。まず最初にその入り口で。

○佐藤（憲）企画課長

今回の組織改正、あとウェルビーイングの進め方について、まず区民に向けての発信ですが、来年1月の広報しながわで今回の組織の関係とウェルビーイングをどうやって進めていくのかというところを含めて、お知らせする予定でございます。

一方、委員ご質問の議会に向けてというところでございますが、先ほどの答弁と重なる部分がありますけれども、体系的にどう進めていくのかというところは今しっかり検討しているところでございますので、そういったものがしっかり固まった時点で、第1回定例会の施政方針になるのかどうかはあれですけれども、そういった中でまたしっかり進めていきたいと考えております。

今、来年度予算の編成を検討していることもありますので、その辺も踏まえて、しっかり検討していきたいと思っております。

○石田（秀）委員

ここから言うのは答弁はなしでもいいので、私の思いだけ言うと、担当課長が増えたのは結構です。それで、私も見ているすごく思ったけれども、担当課長もいいけれども、心得も結構増えるのだろうなとっていて、心得でやるとなると、区民の方々は別として、我々議会人は、これまで見ていったときに、部下がどれだけいるかというのも含めて、心得でやっていたらいいときは、やはり1年止まっているよ、動きが。それは、だって動けといたってかわいそうだ。そんなに部下がいなくてさ。

それはいいのだけれども、将来にわたって、2年後、3年後見ていてくださいと。これをやることによって必ず区民のためにもなりますし、議会の方々も理解してくださいと。これが私は必要だと思っていて、さっきもちょっと話が出ていたけれども、だから人材育成なのだよ。私は職員の方々が、ウェルビーイングでも、同じ意識を持ってやらないと、とてもではないけれどもできないし、それがこういう心得とかそういうことだと、私は多分、少なくとも1年、半年でもいいけれども、まず止まるような気がしてならないので、そこは答弁は要らないので、ぜひそういう人材育成をしてほしいと思っています。

それから人材の問題で、これも答弁は要らないですが、清掃事務所長を課長級に変更というお話があったけれども、間違っていたらごめんなさい、私の記憶で言うと、かつて課長がいて、それから部長職にするときには、様々減量もあったし、それから有料化といういろいろな、三多摩とかで始まったりして、こういう部分をしっかり議論、23区の中でもやっていくと。結局有料化は進んでいないけれども、そういうことも含めて、部長職にしていったような気がしてならない。

今、特にもっといろいろな意味で、ごみというか、資源だ何だ、廃プラも含めて、いろいろ大切なときに、ここを品川区が課長職に戻すというのは、それはもうちょっと説明があつていいような気がしてならなくて、私はそこが部長がいいのか課長がいいのかということよりも、過去にそういう歴史があつて、人が足りないとか、部長職でも課長職でもというようなことは、政策的に判断をもうちょっと重みを持って、品川区がこれまでやってきたという経緯から考えると、あまりと思っている私がいるのは事実。

それからもう1つは、これ、分からないけれども、区長室を強くしたのは構わないけれども、それについては初めてのことでけれども、人事と、それから庁舎、ここら辺まで全部入ってきているから、人

事は切り離さないで、税務と経理は切り離したと考えると、人事と思うのだよな。多分人事は大変な、今度、人事は区長室の中の人事だから、これは非常に大変な役目になるのだろうと思っているので、それで庁舎も入れ込んだとなると、非常にその部分では大変かなと思っています。

それからもう1つは、福祉が全くない。福祉は、私の考えは、例えば障害にしても非常に増えてきているし、高齢化も進んできて、介護の問題もあったり、いろいろ、人を増やすということを必ずやっていくのはそうなのだろうけれども、人を増やしてほしい部分と、極端なことを言って私は部長が2人いてもいいぐらいな、あそこの部分の中で、と思っているぐらいで、それが全く、ここはそのままいじられていないので、これを見たとき、えっと思った私があります。

様々そういう思いはあるのだけれども、これ以上言うはずと断言しただけだからやめるけれども、これは前向きに捉えて、いい方向でやってほしいと思っているので、ぜひよろしくをお願いします。答弁は要らないです。

○せりざわ委員長

ほかにご発言はございますか。

○塚本副委員長

今までそれぞれの委員からお話があったところで、もしかしたら聞き漏らしているところがあったかもしれないですけども、今回は課長職が、8ポスト増えるということで、担当課長という方がすごく多くて、担当というのは、私の個人的なイメージでいくと、プロジェクト型というか、ある種のゴールがあって、例えば新庁舎なんかは分かりやすく、造るまでの仕事なのだという。そういう中でいうと、SDGs推進だとか、さっきちょっと話題になっていた廃棄物の資源循環推進担当課長とか、こういうのは、どこかがゴールとか、いつ終わるとかというところではなくて、経常的にあるような作業とか仕事だと思うのですけれども、担当ということにするのか、何の課というふうにするのかというところの判断は、どういう考えに基づいているのかというのを最初にお伺いしたいと思います。

○佐藤（憲）企画課長

課長と担当課長の違いだと思いますが、委員からご紹介がありましたプロジェクト型というものもありますけれども、その課題により迅速かつスピード感を持って形にするというところに関しても担当課長というところで、部下を何人かつけながらも、短期的に成果を出すという意味での担当課長ということで、その後、より安定的に進めるものであれば、その時点で組織をまた考え直すし、また、長期的に考える場合は、またそれはそれで体制を考えるということで、まずは着手して形にするということも含めて、担当課長としております。

○塚本副委員長

そうすると、先ほどの石田秀男委員のお話とも関連しますが、ミッションが終わったときに、次のステップというところで、コストみたいな話になりがちです。その辺のところは、現在、どのぐらい検討されていますか。

○佐藤（憲）企画課長

今回ご提案している担当課長も含めまして、コロナ禍で生じた新たな課題、様々な課題に行政としてしっかり対応していくというところですので、まずは着手して、来年度、様々な実施計画ごとの改定も予定されていますので、その中で進捗を確認しながら、適宜適切に組織の再編をしていくというところで考えております。

○塚本副委員長

では次ですが、区長室というのを今回新たに設けられていて、今までの組織がありましたけれども、一般的に区長室というと、秘書担当課長とか、区長の業務周りのことをやられるのが区長室として存在しているというのは受け止めやすいですが、今回こういった形で、庁舎のこととか広報、それから人事とか人権啓発だとか、そういったところでたくさんの所管を抱えると。

イメージとしてはここが区長直轄の事業というか政策を担っていくのだというふうにも普通は捉えるわけですが、そういうことで、いわゆる区民に対するメッセージ、区長としてここを直轄で力を入れて推進していくのだというメッセージが込められているという捉え方でよろしいですか。

○佐藤（憲）企画課長

区長直轄といいますか、区長の権限は区長部局全てにわたるところでございまして、今回、情報発信やコンプライアンスの組織も配置して、区長がそういった区長室というところで掌握をより高め、区長の意向をより踏まえて、区長視点で動く組織というところではございますので、区長室だけ特化して直轄とか、特にそこだけを進めていくというところではなく、より機動的にそこを動かしていく、区長に一番近い位置で仕事をしている総務部をベースにして、区長の意向をより反映していくという考え方です。

○塚本副委員長

ちょっと細かいというか、突っ込んだ話になりますが、例えば区政運営会議とかをやっているのではないですか。月に一遍ぐらいやるのかな。そういうときに、今までは総務部長、ほかの部長と同じで、総務部長、その下に課があると。区長室になると、多分区長室長になるのかな、という方がいらっしゃる。そういう方々もやはり今までと同じように、区政運営会議とか何とかということで、意思決定の手続というか、スキームというか、そういうものは総務部時代とあまり変わらないのか、やはりそこは区長室なのだから、区長裁決で進めていくみたいな感じになるのかというのは、いかがでしょうか。

○佐藤（憲）企画課長

今まで区政運営会議という形で月2回ほど実施しておりまして、その運営の仕方を変える予定はございません。区長室も、区長室長というところで、今まで総務部長の位置づけだった方にこれまでどおり参加していただいて、意見をいただいて、あとはいろいろ確認しながら進めていくというところは、全く変わる予定はございません。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○石田（秀）委員

賛成します。

○せりざわ委員長

それでは、これより第77号議案、品川区組織条例の一部を改正する条例について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件および議案審査を終了いたします。

2 報告事項

(1) 専決処分の報告について（報告第33号）

○せりざわ委員長

次に、予定表2、報告事項を聴取いたします。

まず、(1)専決処分の報告について（報告第33号）を議題に供します。

本件について、理事者よりご説明願います。

○佐藤（聡）経理課長

それでは、報告事項(1)報告第33号、契約金額の変更に関する専決処分に関しまして、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、同条第2項の規定によりご報告いたします。
お手元の資料、10ページおよび11ページをご覧ください。

本件につきましては、一本橋保育園・児童センター改築工事請負契約の変更に係る専決処分の報告でございます。

契約の相手方は山田・圓山建設共同企業体、代表者、山田建設株式会社品川支店、支店長、三木修氏でございます。

契約金額の変更につきましては、令和4年第2回定例会で議決を受けた金額が8億8,465万9,000円、今回変更後の金額が9億480万円で、2,014万1,000円、約2.28%の増額です。

次に、今回の変更内容ですが、工期内の賃金または物価の急激な変動に対応し、工事請負契約条項第25条第6項に規定するインフレスライド条項を適用したものです。

変更に当たりましては、令和5年10月30日付で区長の専決処分としたものでございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

毎回言っていると思うのですが、インフレスライド条項は、今回も第1回・第2回変更ということになります。こういう仕組みがあるならば、他の産業においても平等な対応をしていただけたらありがた

いなと思います。

○せりざわ委員長

ほかにごございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 専決処分の報告について（報告第34号）

○せりざわ委員長

次に、(2)専決処分の報告について（報告第34号）を議題に供します。

本件について、理事者よりご説明願います。

○佐藤（聡） 経理課長

続きまして、報告事項(2)報告第34号、契約金額の変更に関する専決処分につきましてご報告いたします。お手元の資料は12ページ、13ページをご覧ください。

本件につきましては、（仮称）西大井三丁目障害者グループホーム新築その他工事請負契約の変更に係る専決処分の報告でございます。

契約の相手方は小川・加地建設共同企業体、代表者、株式会社小川組東京支店、支店長、村山正俊氏でございます。

契約金額の変更につきましては、令和4年第3回定例会で議決を受けた当初の金額が7億15万円、今回の変更後の金額が7億1,691万9,830円で、1,676万9,830円、約2.40%の増額です。

次に、今回の変更内容ですが、工期内の賃金または物価の急激な変動に対応し、工事請負契約条項に規定するインフレスライド条項を適用したものです。

変更に当たりましては、令和5年10月30日付で区長の専決処分により変更契約を締結してございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

すみません、他の産業にも平等な対応をしてほしいということを申し上げておきます。

○せりざわ委員長

ほかにご発言はございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 専決処分の報告について（報告第35号）

○せりざわ委員長

次に、(3)専決処分の報告について（報告第35号）を議題に供します。

本件について、理事者よりご説明願います。

○佐藤（聡） 経理課長

続きまして、報告事項(3)報告第35号、契約金額の変更に関する専決処分につきましてご報告いたします。資料は14ページ、15ページをご覧ください。

本件につきましては、（仮称）北品川高齢者多世代交流支援施設新築工事請負契約の変更に係る専決処分の報告でございます。

契約の相手方は大洋建設株式会社東京支社、支社長、黒川真氏でございます。

契約金額の変更につきましては、令和4年第3回定例会で議決を受けた当初の金額が3億9,820万円、今回の変更後の金額が4億1,623万2,190円で、1,803万2,190円、約4.53%の増額です。

次に、今回の変更内容ですが、工期内の賃金または物価の急激な変動に対応し、工事請負契約条項に規定するインフレスライド条項を適用したものです。

変更に当たりましては、令和5年10月30日付で区長の専決処分により変更契約を締結してございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

インフレスライドは、他の産業にも平等な対応をしていただきたい。お願いします。

○せりざわ委員長

ほかにご発言はありますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 専決処分の報告について（報告第36号）

○せりざわ委員長

次に、(4)専決処分の報告について（報告第36号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤（聡）経理課長

続きまして、報告事項(4)報告第36号、契約金額の変更に関する専決処分につきましてご報告いたします。資料は16ページ、17ページをご覧ください。

本件につきましては、大井保育園改築工事請負契約の変更に係る専決処分の報告でございます。

契約の相手方は仲岡・小坂建設共同企業体、代表者、仲岡建設株式会社、代表取締役社長、中込守氏でございます。

契約金額の変更につきましては、令和4年第4回定例会で議決を受けた当初の金額が7億7,880万円、今回の変更後の金額が7億9,294万2,480円で、1,414万2,480円、約1.82%の増額です。

次に、今回の変更内容ですが、工期内の賃金または物価の急激な変動に対応し、工事請負契約条項に規定するインフレスライド条項を適用したものです。

変更に当たりましては、令和5年10月30日付で区長の専決処分により変更契約を締結してございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関してご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

インフレスライド条項は、ここに適用されているなら、他の産業にも平等な対応をしていただきたい。

○せりざわ委員長

ほかにご発言はございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 専決処分の報告について（報告第38号）

○せりざわ委員長

最後に、(5)専決処分の報告について（報告第38号）を議題に供します。

本件について、理事者よりご説明願います。

○佐藤（聡）経理課長

続きまして、報告事項(5)報告第38号、契約金額の変更に関する専決処分につきましてご報告いたします。資料は18ページ、19ページをご覧ください。

本件につきましては、しながわ区民公園北側ゾーン改修工事（第二期）請負契約の変更に係る専決処分の報告でございます。

契約の相手方は日比谷・大森建設共同企業体、代表者、株式会社日比谷アメニス品川営業所、営業所長、萱森雄一郎氏でございます。

契約金額の変更につきましては、令和4年第3回定例会で議決を受けた当初の金額が9億8,560万円、今回の変更後の金額が9億9,959万900円で、1,399万900円、約1.42%の増額です。

次に、今回の変更内容ですが、工期内の賃金または物価の急激な変動に対応し、工事請負契約条項に規定するインフレスライド条項の適用および排水施設の設置の取りやめ、安全対策として防護マット等の追加設置などにより変更したものです。

変更にあたりましては、令和5年10月24日付で区長の専決処分により変更契約を締結してございます。

なお、本件は明日の建設委員会で工事内容の詳細が報告される予定です。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関してご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

今回は排水施設の設置の取りやめによる変更もありますが、やはりインフレスライドに対しては他の産業においても平等な対応をしていただきたい。

今回、ほとんどみんなインフレスライドで請負契約が変更されるというのは本当にまれな例だと思いますが、早く解消していただきたいと思います。

○せりざわ委員長

ほかにご発言はございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

○せりざわ委員長

次に、予定表3のその他を行います。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、総務委員会に関わる項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いしたいと思います。質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思ひます。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ありがとうございます。

では、いらっしゃらないようですので、以上で一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

次に、その他を行います。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって総務委員会を閉会いたします。

○午前11時13分閉会